

(様式第2号)

平成26年度第4回 芦屋市情報公開・個人情報保護審査会 会議要旨

日 時	平成26年7月18日(金) 9:30 ~ 11:45
場 所	北館2階 第3会議室
出席者	会 長 芝池 義一 委 員 武田 雄三 委 員 岩本 洋子 委 員 大久保 規子 委 員 大月 一弘 欠席委員 伊藤 明子 事 務 局 佐藤部長, 田中課長, 吉田係長, 山西主事補, 中島主事補
事 務 局	文書統計課
会議の公開	<input type="checkbox"/> 非公開 <input checked="" type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り, 出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 議題アからオの異議申立ての案件については, 個人情報等が含まれているため, 非公開とする。
傍聴者数	0人

1 会議次第

- (1) 会長挨拶
- (2) 一部公開の決定
- (3) 議題

ア 平成25年9月19日付け芦総課第2134号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成25年11月14日付け)について

イ 平成25年12月19日付け芦総課第3040号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年1月12日付け)について

ウ 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付

- け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
- エ 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日付け）について
- オ 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年5月7日付け）について
- カ 市立芦屋病院 病診連携システムのオンライン結合による個人情報の提供について
- キ 阪神医療福祉情報ネットワークシステム「h-Anshin むこねっと」患者情報共有システムのオンライン結合による個人情報の提供について

2 提出資料

なし

3 審議経過

開会

- (1) 平成25年9月19日付け芦総課第2134号公文書不存在決定処分に係る異議申立て（平成25年11月14日付け）について
- ア 事務局より説明を行った。
- イ 異議申立人の意見陳述を行った。
- ウ 不存在決定の妥当性について審議を行った。
- エ 継続審議とした。
- (2) 平成25年12月19日付け芦総課第3040号個人情報不存在決定処分に係る異議申立て（平成26年1月12日付け）について
- ア 事務局より説明を行った。
- イ 異議申立人の意見陳述を行った。
- ウ 不存在決定の妥当性について審議を行った。
- エ 継続審議とした。
- (3) 平成26年2月4日付け芦福高第2301号個人情報部分開示決定処分及び同日付け芦福高第2302号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て（平成26年3月28日

付け) について

ア 次回審議とした。

(4) 平成26年2月4日付け芦福高第2303号個人情報不開示決定処分に係る異議申立て(平成26年3月28日付け)について

ア 次回審議とした。

(5) 平成26年4月7日付け芦固審発第2-1号公文書不存在決定処分に係る異議申立て(平成26年5月7日付け)について

ア 異議申立人の意見陳述を行った。

(6) 市立芦屋病院 病診連携システムのオンライン結合による個人情報の提供について

(7) 阪神医療福祉情報ネットワークシステム「h-Anshin むこねっと」患者情報共有システムのオンライン結合による個人情報の提供について

(芝池会長) 公開の議題6及び7について審議いたしますので、事務局は説明をお願いします。

(田中課長) 議題6及び7につきましては、諮問の内容は、『市立芦屋病院病診連携システムのオンライン結合による個人情報の提供について』及び『阪神医療福祉情報ネットワークシステム「h-Anshin むこねっと」患者情報共有システムのオンライン結合による個人情報の提供について』です。前回の審査会において、実施機関の芦屋病院の意見陳述等に基づき、審議していただきました。

(芝池会長) それでは、議題6及び7について、事務局は答申案の朗読をお願いします。

(田中課長) (答申案朗読)

(芝池会長) ありがとうございました。それでは議題6から御意見をお伺いします。

(各委員による文言訂正あり。)

病診連携システムもむこねっとシステムについても、システム上及び運用上で個人情報保護に関する措置が講じられているため、条例第15条第2号が定めている「個人の権利利益を侵害するおそれがない。」という要件は満たされていると認められます。

芦屋市病院事業管理者に求める留意事項について、「芦屋市個人情報保護条例に基づき、個人情報を適正に取り扱うこと。」は当然のことであり、特別記載する必要はありませんね。

(大月委員) 確認ですが、芦屋病院は実際に芦屋市情報セキュリティポリシーに準じた運用

及びセキュリティ管理を実践できるのですね。

(田中課長) はい。実施機関がそう言っています。

(芝池会長) 芦屋市個人情報保護条例第15条には、個人情報の提供のための手続きに関する規定がないわけですが、システムの利用登録申込書を提出した医療機関の遵守事項が明記された規定等がありますか。

(田中課長) 「市立芦屋病院 病診連携システム運用管理要綱」において、システム利用者の責務や利用権限を規定しています。その運用管理要綱の第11条第3項において、芦屋病院長の指示権が明記されており、第21条において、取消権が明記されています。

(芝池会長) 芦屋病院は連携する医療機関が、個人情報、ID、パスワード及びシステムを利用する端末の管理について定期的に点検を行うことは必要でしょう。

(大久保委員) 連携する医療機関等において、システム上及び運用上で不適切な事案が見られた場合、厳正な措置を講ずることを留意事項としてはどうでしょうか。

(芝池会長) そうですね。それでは、続いて議題7のむこねっとシステムについて御意見をお伺いします。

(大月委員) 議題7について、芦屋病院は情報の管理者としての立場と利用者としての立場があります。

芦屋病院が提供する情報が、連携する医療機関において適切に管理されているかどうかについて、例えば、むこねっとシステムの事業主体に対して情報管理を徹底させることができるのかどうか、また、そのことを芦屋病院が報告させて確認を取ることができるのでしょうか。

(大久保委員) むこねっとシステムには、「患者情報共有システム管理運用規定」がありますね。

(田中課長) 芦屋病院が連携する医療機関に対して、直接点検をすることはできず、これは運営をしているネットワーク協議会が行うことになります。芦屋市も「阪神医療福祉情報ネットワーク協議会入会申込書兼h-Anshin むこねっと患者情報共有システム参加申込書」を提出することにより、協議会に入会し、システム利用者にもなります。

(大久保委員) 管理運用規定では、「統括責任者は協議会理事会の意見を聞くものとする。」と明記されていますが、協議会の構成員にそういう権限があるとは明記されていません。また、協議会理事会の構成がどうなっているかもわかりません。

(田中課長) この協議会が正式に法人化されるのが平成27年度の4月の予定です。協議会

が発足するまでは、阪神医療福祉情報ネットワーク協議会準備会が代行し、協議会理事会についても発足するまでは、医療IT化ワーキング会議が代行します。ですから、「患者情報共有システム管理運用規定」については、仮運用暫定版となっています。

(芝池会長) 芦屋病院の情報が連携する医療機関において適切に管理されているかの確認が可能かどうかについては、責任の所在を明確にするためにも調べておく必要がありますので、次回までに論点を整理しておきましょう。

それでは、議題6及び7は次回継続審議とします。

閉会